平成２７年（フ）第８２２４号
東京都小金井市梶野町２丁目16―６　梶野町荘Ｂ棟、開始決定時の住所東京都小平市花小金井６丁目20―３―403
破産者　宇嶋　政美
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２６７号
神奈川県横浜市西区平沼２丁目１―10―101
破産者　渡邉　　舞
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２６８号
東京都新宿区西新宿４丁目24―25―203
破産者　中井優香理（旧姓小池）
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２６９号
東京都杉並区成田東３丁目34―13　レオパレス阿佐ヶ谷第４　204
破産者　渡部　　誠（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２７１号
埼玉県草加市北谷１丁目４―11―105
破産者　中野　裕子
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２７６号
千葉県松戸市幸谷185―37
破産者　川田　広史
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２７９号
東京都大田区仲六郷２丁目11―６　ハイムＫ101
破産者　田中千鶴子
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２８２号
東京都練馬区向山３丁目１―16―101
破産者　片上　淑恵
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３３７号
東京都江東区大島３丁目17―１
破産者　加古　祐輔
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３５９号
東京都世田谷区給田４丁目７―５　米山方101
破産者　河野　武光
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３９５号
東京都世田谷区下馬２丁目34―12―203
破産者　佐藤　行夫
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３９６号
東京都世田谷区下馬２丁目34―12―203
破産者　佐藤　愛子
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４０１号
東京都大田区新蒲田２丁目14―３―403
破産者　伊藤　真吾（旧姓恩田）
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４１８号
東京都足立区新田３丁目37―11―903
破産者　大川麻衣子
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４２９号
東京都葛飾区東金町６丁目16―18
破産者　山田　明夫
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４４２号
東京都台東区松が谷３丁目20―14―207
破産者　奥浜　香織
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４５６号
東京都足立区千住緑町１丁目11―１―102
破産者　平井　孝明
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４６９号
埼玉県春日部市八丁目995―１―205
破産者　藤本　正吾
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４８１号
埼玉県草加市清門３―13―４―101、住民票上の住所東京都江東区森下４丁目18―６―401
破産者　堀　　裕之
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４８３号
東京都千代田区九段南４丁目８―３―1201
破産者　加賀見知広
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３９号
東京都練馬区東大泉１丁目14―８　第一寿ハイツ201
破産者　小林　浩司
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部